

広島県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市安浦町大字中畑字市原一二二一の五、一二二一の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅